

行政文書非公開決定通知書

30 観名保第 58 号
平成 30 年 6 月 26 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年6月13日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	18/6/1 開催「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会」終了後、名古屋市と部会構成員が話し合った内容がわかるもの
公開しない理由	請求のあった行政文書を作成又は取得しておらず不存在的のため非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

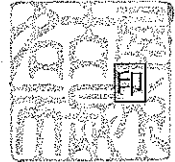
行政文書公開決定通知書

30 観名管第 71 号
平成 30 年 6 月 26 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年6月13日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城天守閣木造復元に向けた調査業務中間報告書 名古屋城天守閣木造復元に向けた調査業務最終報告書	
行政文書の公開の日時及び場所	日時	平成 30 年 6 月 27 日 午前 時 午後
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎 1階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課 TEL 052-231-2483	

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。